

スキー場利用約款

(目的)

第1条

当社の経営するスキー場（以下当スキー場）におけるスキーその他の雪上のスポーツや遊びに関するご利用は、この約款に定めるところに従って頂きます。

この約款に定めのない事項については法令の定に基づき、関係法令に定めのないときには「スノースポーツ安全基準」（全国スキー安全対策協議会・平成25年10月改訂版）に準じるほか一般の慣習によります。

(告知)

第2条

- 1 当スキー場は利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者の皆さまには次の各項各号のことがらをよく理解の上、事故なくご利用頂くよう告知いたします。
- 2 スキー（スノーボードは「スキー」を「スノーボード」と読み替えて下さい。その他の雪上滑走用具もこれに準じて下さい。）は、次のような特有の危険があることを承知の上、これを自分の注意により避けるようにしてください。

- (1) 雪・風・霧など、天候による危険
- (2) がけ、凹凸など、自然の障害物による危険
- (3) アイスバーン・吹き溜まり・雪崩など、雪の状態による危険
- (4) 岩石・立木など、自然の障害物による危険
- (5) リフト施設・建物・標識・ロープ・マットなど、人工の障害物による危険
- (6) 他のスキーヤーとの接触による危険
- (7) 自らの失敗による危険
- (8) 全ての雪上車両との衝突による危険
- (9) 不適切な用具の利用による危険
- (10) 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
- (11) その他これに類する危険

- 3 スキー場管理区域の外に出ないでください。管理区域内でもコースに指定されていない所には出ないでください。
- 4 当スキー場では、この告知および第3条で定めるスキー場の行動規則の無視・軽視による事故には責任を負いかねます。
- 5 第3条のことがらを承認できない方は、このスキー場でのスキーをお断りします。

(行動規則)

第3条

当スキー場では、次の各号の行動規則を守ってご利用をお願いします。

(1) 他の利用者への危険行為の禁止

他人を傷つけたり、おびやかしてはいけない。

(2) 滑走時の一般的注意事項

地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードコントロールをし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。

(3) 先行者への配慮

前にいる人の滑走を妨害してはならない。

(4) 追い越し

追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。

(5) 周囲の確認

滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上（山側）をよく見て安全を確かめなければならない。

(6) コースをふさぐ行為の禁止

コースの中で座り込んで서는ならない。せまい所や上から見通せないところでは立ち止まる事も慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。

(7) ゲレンデ利用時の注意事項

原則ツボ足ではゲレンデを登ってはならない。やむを得ず登るとき・止まるときは、コースの端を利用しなければならない。

(8) スノーランド利用時の注意事項

スノーランドを利用する際は各項の注意事項を守る他、コースを十分に把握し、他のお客様の迷惑とならないよう注意してください。

貸出アイテムの数には限りがあるため混雑時等は特に譲り合って利用してください。

(9) リフト利用時の注意事項

リフトを利用する際は掲示板等の注意事項をよく読みこれに従ってリフトの乗降をしてください。尚リフト乗降に不安を感じる方は係員に申し出て必要な援助を得てください。

(10) 引率者・指導者の責務

個人やグループ又は団体を当スキー場に案内し、利用者を指導、監督、介護する者（以下「引率者・指導者」といいます。）は、この利用約款を率先して遵守してください。

引率者・指導者は受講者に滑走技術を教えるだけでなく、この利用約款に定める事項及び安全に滑走する方法も指導してください。引率者・指導者は、天候・雪質・コース状況を考慮し、受講者に不適切な課題を課したり、危険に遭わせたりしないように指導してください。また、団体での利用の際は必ず事前に当スキー場管理事務所に許可を受けてからこれを実施してください。

(11) 受講者の責務

受講者は他の利用者に対して何の優先権も持ちません。

受講者は、引率者・指導者の指示、注意に従うだけでなく、自らこの利用約款に定める事項を守って行動してください。

(12) 子供の保護者・付添人の責務

保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないようにしてください。保護者・付添人は、子供に対し、この利用約款の定める事項について教えるよう努めてください。

(13) 使用可能な滑走用具

当スキー場の許可した雪上滑走用具（スキー・スノーボード・スノーフィート※エッジのついているもの）以外は、ご使用いただけません。

(14) 流れ止めの装着

スキー、スノーボード、その他の雪上滑走用具には、必ず流れ止めをつけなければならない。

(15) 標識や警告・指示の尊守

掲示・標識・場内放送の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。

(16) 相互扶助及び協力義務

事故があったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

(賠償請求及び費用負担)

第4条

当スキー場では、スキー場の行動規則、注意・禁止事項に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いかねるとともに、当スキー場に損害または賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償または発生した費用を請求させていただきます。

(不可抗力)

第5条

天災その他の不可抗力に基づく事由により、スキー場利用者の安全が確保できない恐れがある場合には、スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止させていただく場合がございます。

(拒否事由)

第6条

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体及び反社会团体員等（暴力団及び過激行動団体等並びにその構成員）の方々のご利用は、固くお断りいたします。

(その他)

第7条

(1) リフト券の確認、違反行為について

リフト券の不正利用確認等、防犯のためリフト係員、パトロール隊員がリフト券の提示及び確認をさせて頂く場合があります。

(2) リフト券の取り扱いについての注意事項

原則、リフト券購入後の払い戻し・返金については、一部の理由（機械・天候等のトラブルにより、全てのリフトの営業を見合わせた場合等）を除き受付ておりません。また、購入後の再発行（紛失・破損）もお受けできませんので、購入後はホルダー等に入れて大切に请使用ください。

尚、当スキー場のリフト券には、スキー保険及び障害保険等は含まれておりませんので、利用者自ら保険への加入をお勧めいたします。

(3) ロッヂ内食堂・休憩所の利用方法について

ロッヂ内休憩スペースや食堂内には手荷物等を放置せず、館内に設置しているコインロッカーをご利用いただくようお願い致します。

万一発見した場合には、当スキー場スタッフにて移動させていただき、有料でのお預かりとさせて頂きます。

(4) スキー学校レッスン受講についての注意事項

① 受講者は、スキーが危険を伴うスポーツであることを認識し、レッスン中はインストラクターの指示に従い、危険行為を慎み、自身の技量に合わせた行動をとり、安全確保に努める義務があるだけでなく、自らこの利用規約に定める事項を守って行動してください。

② 受講者は、感染症などの病気、天候などの外部環境の悪化、その他運営側のやむを得ない理由により、スクールの実施が出来ない場合があることを了承ください。また、その際の払戻しや返金につきましては状況を鑑みたくえで対応致します。

（当約款の変更）

第8条

当スキー場は、必要と認めた場合、当約款の改定を行うことができます。なお、改定する場合、事前に当約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を当スキー場ホームページにおいて公表することといたします。

以上

（附則）

制定・施行 2021年12月1日